

不定期  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.96

No.96 2017.9.11

## ■「働き方改革」一括法案要綱が提示

9月8日(金)、労政審労働条件分科会で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の法案要綱が厚労省より示されました。

その内容は、①時間外労働の上限規制とともに、②高度プロフェッショナル制度・裁量労働制の対象業務拡大をセットにするものです。

労働者委員からは、これまで労働側が反対してきた上記②の制度をセットに法律案要綱が出されたことについて「非常に残念」とのコメントがなされました。さらに、法案要綱では上限規制の規律がわかりにくいという点、健康確保措置の中身について不明確である点などについて、問題点や懸念が示されました。

一方、使用者側委員からは、高度プロフェッショナル制度・裁量労働制の対象業務の拡大は「柔軟な働き方を選択できるものであり、生産性向上の一助となる制度」などと評価する意見が出されました。

## ■「働き方改革」の名に値しない一括法案

長時間労働が原因の痛ましい過労死事件が後を絶たない日本の労働現場を何とかしなければならぬというのが、時間外労働の上限規制の議論の出発点であったはずですが。

しかし、上限規制は月100時間という過労死ラインの残業も容認し長時間残業に「お墨付き」を与えかねない抜け道を用意する極めて不十分な内容。一方で、労働時間の規制を取り払う高プロ制度、営業職などへの裁量労働制の拡大は、長時間

労働を助長することになることは明らかです。

一括法案は、「企業にとって柔軟な働き方」「企業にとっての生産性向上」という視点が前面に出ており、労働者の長時間労働をどう規制するか、生活時間をどう確保するかという視点は極めて弱いと言えます。

労働者の反対意見をないがしろにして提出されようとしているこのような一括法案は、「働き方改革」の名に値しません。

私たちは、労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」を実現するため、野党とともにこの一括法案の提出・成立を許さない取組みを強めていきます。

## ■9・14 緊急院内学習会へ！

9・14院内学習会では、一括法案についての解説、国会議員からの情勢報告、労働組合からの報告などを予定しています。会場がやや狭く入場制限となる可能性もあります。お早めにお越しください！

○日時：9/14(木) 10:30~12:00

○場所：参議院議員会館地下1階 B107

## ■10・25 は日比谷野音へ！

10月25日(水) 午後6時半~日比谷野音にて、労働法制改悪を許さない市民集会を開催します。労働者不在の「働き方改革」ではなく、労働者が主人公の真の「働き方改革」を実現するために、集まりましょう！

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790